

# 建設アスベストのたがひ 建材企業への逃げ切り許さないと

清水 謙一 全国連絡会事務局長

## 国との間で91%が和解

### 給付金は50000人規模に



清水さん

2021年に最高裁判決が示され、給付金制度も創設されました。国との和解の進展、給付の状況はどのようになっていますか。

1月から受付開始となり、おおよそ1回のペースで認定審査会が開かれています。最近では11月28日に第10回の審査会が開かれ、これまでに2185人の方に給付金支給が決定されています。したがって裁判での和解と給付金支給決定を合わせると、30000人を超える方に国からの賠償金が支払われていることにな

ります。もう一つは給付金申請書を円滑に進めるために、厚労省が労災情報提供サービスを行なっています。労災認定を受けた方はこのサービスを利用して給付金を申請する流れなのですが、そこでまだ給付金申請にたどり着けていない方が千数百人います。この方たちは申請すれば給付になりますから、前述の30000人超に加えると45000〜50000人の方に給付金が手渡されるような到達点になっています。様々な評価はあると思いますが、私たちは大きな成果だと見ています。

### 被害者の状況むし返し

### 抵抗続ける企業

昨年11月に、建材企業訴訟が始まりました。企業は依然として和解を拒否しています。彼らはどのような主張をしているのでしょうか。清水さん「一つは彼らの製造したアスベスト建材で実際に原告の被害を生んでいるのかということに抵抗をしています。たとえばニチアスは文書送付嘱託といって、石綿肺や肺がんの被害者のレセプトを取り寄せようということに裁判所に申し立てをしています。1陣では、提訴から10年以上たってあらためて被害者の症状の原因について争おうというのでしょうか。ほとんどは裁判所が却下しているのですが、3陣や建材企業訴訟で文書送付嘱託の認められる

いるのです。またメーカー側の代理人である法律事務所との態度ということも考えられます。彼らにとっては裁判が長く引くほど収入がふえる。こういうことも彼らが和解に消極的な理由でしょう。

### 裁判所の和解協議にも応じず

2022年11月の神奈川1陣の差戻審の結審の際に、裁判長が「本件は判決ではなく和解解決が望ましい」と和解勧告を行ないました。原告側は和解案についても準備をしていますし、ぜひ建材企業側6社(ニチアス、A&Aマテリアル、MMK、太平洋セメント、ノザワ、大建工業)が

### 全国的に広がる

### 愛知でも建交労でも

建設アスベスト訴訟は、全国的にはどのような動きになっていますか。清水さん「6月7日に提訴した建材企業訴訟では、これまでの北海道、仙台、埼玉、東京、神奈川、京都、大阪、九州に、岡山、高松が加わっています。また人数は多くありませんが、愛知での原告の候補者が生まれているという状況です。おそろくさらには全国的にはどのような動きになっているのでしょうか。

今まではほぼ全建連連率下の組合員を原告としていましたが、現在は電話相談などでつながってきている被害者を弁護士団が直接組織して訴訟に立ち上がるという動きも出てきています。この方々は全国の労働安全センター系の関東、大阪の弁護士団が原告を組織して提訴しますが、全国連絡会に結果しています。もう一つの動きとしては、私たちと長年、首都圏共闘などでもたたかっていた全日本建設交通一般労働組合(建交労)が、いよいよ建材企業訴訟では建交労として参加するということの意思表明をしています。建交労が組織して

原告と被告との関係で要請を断るのではなく、裁判所の提案の和解協議に応じないということを建材企業が示したわけなので絶対に許すことはできないし、その意味からも世論と政治に働きかけることが必要だと考えます。

いる富山でも原告候補が出てきています。人数が少なく独自の裁判をできないので、東京の裁判に参加をしたいとの意思表明がされています。このように原告の組織化、弁護士団について全国的な広がりが出てきていると思っています。

### 解体、改修時に限定しない 曝露防止策の確立を

「スローガンに「あやまれ つぐなえ なくセアスベスト被害」を掲げています。「なくせ」ではどのような課題がありますか。清水さん「欧州では社会からアスベストそのものをなくす期限を区切った目標が決められていることが一番の特徴です。英国では現在、建物内にあるアスベストを平素から管理することが強調され、その方式が具体化されています。一方、日本ではいつまでに



日比谷野音大集会 (2022年5月20日)

ただし最も危惧しているのは、事前調査者について被害防止のための第三者的な立場が日本の中では求められていないことです。施工する企業の社員が調査する場合、調査の客観性がどれだけ担保されるのかということが鋭く問われることになるのではないのでしょうか。

### 給付金法改正の前進を

### 空前の宣伝で世論と政治に

今年の裁判日程、たたかいの強化点についてお話しください。清水さん「2022年10月に京都2陣が結審し、判決日が今年3月23日に、2022年

11月の神奈川1陣差戻審も5月19日に指定されました。さらに2022年12月の大阪2陣でも結審し、判決日は「追って指定」でおそろく4月頃になるでしょう。遅れている

東京1陣の差戻審でも2022年度内の結審がほぼ見えてきています。この4裁判が直近では大きなものです。つまり2023年3月以降、建材企業の賠償が連続して確定する状況が生まれることとなります。これが解決への大きな機会になると思います。このような状況を前提として、今後の運動の方向は、一つは一日も早い解決ということから裁判所に対する和解勧告の申し入れ、そして建材企業を和解協議に応じさせる世論を広げることが一番大切です。そのために、この1月から2月に想定している建材企業の責任を追及する大量のチラシ宣伝のご協力を組合員の方々にお願いしたい。最終目標に置いていきます。



建材メーカー東京訴訟第1回弁論期日での入廷行進 (2022年11月25日)

「昨年11月に、建材企業訴訟が始まりました。企業は依然として和解を拒否しています。彼らはどのような主張をしているのでしょうか。清水さん「一つは彼らの製造したアスベスト建材で実際に原告の被害を生んでいるのかということに抵抗をしています。たとえばニチアスは文書送付嘱託といって、石綿肺や肺がんの被害者のレセプトを取り寄せようということに裁判所に申し立てをしています。1陣では、提訴から10年以上たってあらためて被害者の症状の原因について争おうというのでしょうか。ほとんどは裁判所が却下しているのですが、3陣や建材企業訴訟で文書送付嘱託の認められる